

【 利用者負担額（保育料）について 】

◎ 3歳児～5歳児クラスは保育料無償です。

○ 保育料の算定について

保育料は、以下の内容で算定しています。

- ①「保育標準時間」と「保育短時間」の2つの区分に保育料を設定
- ②「市民税の税額控除前所得割額（調整控除除く）」で算定
- ③毎年9月に保育料の切替えを行う

令和6年									令和7年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年度の市民税額に基づく保育料 (令和4年1月～12月の収入等で決定)					令和6年度の市民税額に基づく保育料 (令和5年1月～12月の収入等で決定)						

○ 同居している祖父母の市民税所得割額について

保育料は原則として父母の市民税所得割額を算定の基礎としますが、同居している祖父母がおり、父母にほとんど収入がない場合は同居している祖父母等（世帯の生計維持者）の市民税所得割額を合算して保育料が算定されます。

○ 第2子以降の保育料免除について

同一世帯から2人以上の就学前児童が保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園部及び情緒障害児短期治療施設通所部）に入所しているか又は児童サービスを利用している場合、第2子以降は**無料**となります（※大村市独自の制度のため、内容が変更される場合があります。）。

○ 保育料の納付方法について

保育料は、毎月納付書を発行しますが、ご希望される方は口座振替をお受けしております。口座振替のお申込みは、振替希望の金融機関窓口にて口座振替依頼書を提出してください。また、振替希望の金融機関が十八親和銀行・ゆうちょ銀行・長崎県央農業協同組合の場合で、キャッシュカードをお持ちであれば、こどもセンター窓口でも受付ができます。

振替可能な金融機関：十八親和銀行 長崎銀行 長崎県央農業協同組合 九州労働金庫
九州ひぜん信用金庫 たちばな信用金庫 西海みずき信用組合 ゆうちょ銀行



大村市では口座振替による納付を推進していますので、ご利用をお願いします。

認定こども園、小規模保育園は、直接園にご相談ください。

○ 保育料の納期限について

保育料は、毎月の月末（月末が土・日・祝日の場合は金融機関の翌営業日）が納期限となります。12月分については、12月28日が納期限です。

保育料の未納が続くと、財産調査・差押えなどの強制処分に着手する場合があります。納付が困難な場合は、未納のままにせず、お早めに大村市こどもセンター（こども支援課）にご相談ください。納付方法のご相談をお受けします。

○ 保育料について

次のいずれかに該当する場合は、保育料が変更になる可能性がありますので、大村市こどもセンター（こども支援課）にご連絡ください。

- ・同居のご家族が障害者手帳をお持ちの方
- ・税の修正申告等により税額に変更があった方
- ・入所するお子さんの兄弟姉妹が進学等の理由により別居をしている方

《給食費について》

1号認定と、2・3号認定の3歳児以上の子どもは、主食費（お米代等）と副食費（おかず代等）を園にお支払いいただきます（※副食費については一部の階層の方は免除されます。裏面の基準額表をご参照ください。）。金額とお支払い方法については、園にお問い合わせください。

給食費に滞納が続いた場合、園と市が情報を共有し、市からもお支払いの催促をさせていただくことがあります。